

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の指図」です。

## 第 11 講 「運用の指図」

（確定拠出年金法第 25 条 2018 年度版条文集 P92 ほか）

確定拠出年金制度の特徴の一つは、加入者等が自己の責任で個人別管理資産の運用の指図を行う点にあります。運用の指図に関する規定は確定拠出年金法第 25 条（運用の指図）があり、運用の指図の結果である個人別管理資産の額については第 27 条（個人別管理資産額の通知）があります。この他、指定運用方法については、第 9 講で見たように別途規定が設けられています。

まず、確定拠出年金法第 25 条を見てみましょう。第 25 条には、加入者等による運用指図がどのように行われるか、そしてどのような過程を経て運用が行われるのかについて定められています。

第 1 項には、個人別管理資産の運用の指図を行うのは、加入者等であることが定められています。

第 2 項には、運用の指図は運用関連運営管理機関が提示した運用の方法（第 10 講参照）の中から、1 又は 2 以上の運用の方法を、加入者等が選択することによって行われることが定められています。具体的には、選択したそれぞれの運用の方法について、充てる額を決定し、（必要な事項を）記録関連運営管理機関に示すことによって、運用の指図が行われます。この点、「それぞれの運用の方法に充てる額を決定する」とありますが、実務上は、「配分指定書」に配分を記載することによって、運用指図が行われます。

なお、加入者等による運用の指図は、規約の承認基準が定められている確定拠出年金法第 4 条により、少なくとも 3 か月に 1 回行い得るものでなければなりません。

第 3 項には、加入者等の運用指図を受けた記録関連運営管理機関が行うべき内容が定められています。記録関連運営管理機関は、同時に受けた加入者等の運用指図を、運用の方法ごとに取りまとめて、その内容を資産管理機関に通知しなければなりません。この際、運用指図を受けた運用の方法が、ゆうちょ銀行への預金等に係る運用の場合には、確定拠出年金法施行令第 17 条により、記録関連運営管理機関は、資産運用管理機関に通知するとともに、ゆうちょ銀行等に運用指図を行った者の氏名や預入額等を通知することとされています。これは、郵便貯金等には限度額が設けられているからです。例えば、郵便貯金の一般の限度額は 1,000 万円ですが、確定拠出年金の運用もこの限度額の範囲で行わなければなりません。

第 4 項には、記録関連運営管理機関から通知を受けた資産管理機関が行うべき内容が定められています。資産管理機関は、記録関連運営管理機関から通知を受けたときは、速やかに、通知に従ってそれぞれの運用の方法について、契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置を行わなければなりません。

次に確定拠出年金法第 27 条を見てみましょう。第 27 条には、運用の指図が行われた結果である、個人別管理資産の額の通知義務について定められています。

記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも 1 回、個人別管理資産の額などを加入者等に通知しなければなりません。

具体的な通知事項は、規約で定める一定の期日（今期日）及び前期日における個人別管理資産額、運用の契約ごとの持分に相当する額、掛金の拠出額などで、確定拠出年金法施行規則第 21 条第 1 項各号に定められています。

また、この通知は、確定拠出年金法施行規則第 21 条第 2 項により、「書面」により行うものとされています。実務上これに該当する通知は、「確定拠出年金・残高のお知らせ」です。記録関連運営管理機関のコールセンターやホームページ上では、加入者等が確認したいときに個人別管理資産額などを確認できる体制が整備されていますが、1 年に 1 回は、書面により、記録関連運営管理機関から加入者等に通知をしなければならないということです。

なお、今回見た確定拠出年金法第 25 条、第 27 条は、企業型年金に関する規定として定められていますが、確定拠出年金法第 73 条により、個人型年金にも準用されます。その際、「資産管理機関」は「国民年金基金連合会」に読み替えられます。これらの規定は、確定拠出年金の仕組みを理解するうえで欠かせない運用指図の流れが定められているほか、運用関連運営管理機関と記録関連運営管理機関の役割の違いも理解できる定めとなっているので、一度条文中で確認すると良いでしょう。

次回は、「ポータビリティ①」です。